

令和6年度 職員の給与の男女の差異の公表情報

特定事業主名：葛尾村長

葛尾村議会議長

葛尾村教育委員会教育長

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.71%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	75.89%
全職員	71.75%

2. 任期の定めのない常勤職員に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	---
本庁課長相当職	91.97%
本庁課長補佐相当職	103.57%
本庁係長相当職	88.32%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	---
31～35年	94.02%
26～30年	99.39%
21～25年	---
16～20年	109.10%
11～15年	---
6～10年	108.17%
1～5年	107.63%

【説明欄】

- 「任期の定めのない常勤職員」について、短時間勤務職員については1週間あたりの勤務日数及び時間に勘案して職員数を割り引いた。
- 会計年度任用職員の内8割以上が女性であるため、全職員の比較を行うと男女給与の差異が大きくなった。
- 男性職員が世帯主や住居契約者になっていることが多いため、扶養手当や住宅手当等の手当が男女の給与の差異に影響を与えている。
- 10年目までの男女の差異において、女性の割合の方が高いのは、男性職員が年度の途中で退職し、期末勤勉手当等の支給が少なくなったことによるもの。